

地域密着型通所介護及び介護予防・生活支援サービス事業重要事項説明書

1 デイサービス 上水の杜の概要

(1) 事業所

事業所名	デイサービス 上水の杜
所在地	東京都小平市小川町 1-3002-7
介護保険指定番号	地域密着型通所介護事業 (小平市、東大和市 1374302790) 小平市介護予防・日常生活支援事業 (通所サービス) (小平市 13A4300029) 東大和市介護予防・日常生活支援事業 (通所サービス) (東大和市 13A4300029)
通常の事業の実施地域	小平市 小川町1丁目 小川西町 栄町 中島町 鷹の台 上水新町 東大和市、立川市、東村山市は応相談

※実施地域以外でご利用を希望される場合ご相談ください。

(2) 営業時間

月～金 8:30～17:30 ※12/29～1/4、祝日を除く

(3) サービス提供時間

月～金 9:00～11:20の間 11:30～16:40
定員 午前中 13名 午後 10名

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	社会福祉主事	兼務1名	0名	1名
機能訓練指導員	柔道整復師 理学療法士	兼務1名 兼務1名	0名	2名
生活相談員	社会福祉主事 介護福祉士	兼務1名	兼務1名	2名
介護職員	介護福祉士・実務者研修 介護職員初任者研修修了者等	兼務2名 0名	兼務1名 3名	6名

(5) 職務内容

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。

生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画又は介護予防通所介護計画の作成等を行います。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたります。

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたります。

2 サービス内容

通所介護計画等に沿って、送迎、機能訓練、入浴、日常生活訓練等、その他必要な介護等を行います。

3 利用料金

(1) 利用料金については、別紙参照。

(2) 介護保険外サービスの利用料

お茶、お水代	1 回	5 0 円	}	当日キャンセルの場合 昼食代がかかります。
昼食代	1 回	6 0 0 円 (午後ご利用者様のみ)		
	1 回	小 5 5 0 円 (午後ご利用者様のみ)		
利用者の希望による教養娯楽費用		実費		
利用者の希望に購入する身の回り品		実費		
記録物等の複写物	1 枚	10 円		

(3) キャンセル料金

風邪や発熱等急な病気でのキャンセルでは、当日でもキャンセル料はかかりません。

それ以外の理由での当日キャンセルは 1 回分の利用料をいただきます。

あらかじめ通院や用事等がわかっている際は前日の 17 : 00 までにご連絡ください。

(4) 料金の支払方法

介護保険給付対象サービスおよび介護保険給付対象外サービスの利用料は、毎月月末締めとし、翌月 1 0 日以降順次、当月分の料金を請求いたしますので、月末までにお支払いください。

ただし、居宅介護支援事業者等との調整が必要な場合は請求書の発行が遅れることがあります。

【ご請求方法】

請求書は集金袋によってお渡しいたします。

ご家族のやむを得ない事情などにより、郵送の必要がある場合は、ご相談ください。

ご指定の住所へ郵送いたします。

【お支払い方法】お支払い方法は、現金払い、銀行振込の中からお選びいただけます。

ア. 現金払い

来所の際に現金を集金袋に入れてご持参ください。

イ．銀行振込	振込料は利用者負担となります。
振込先	青梅信用金庫 東大和支店
	普通 0773718
	名義 カシマカイハツカブシキガイシャ
	ダイヒョウトリシマリヤク ホンダシゲハル

(5) 暫定利用

お客様がまだ要介護認定を受けていない場合

- 1、料金は認定を受けた要支援度または要介護度に応じて精算いたします。
認定後に自己負担分をお支払いください。
- 2、認定が非該当〔自立〕の場合は、要支援1相当として実費をご請求いたします。

(6) 介護保険料の未納

お客様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担分について上表と異なる場合、または償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただく場合がございます。

償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(7) 金銭の持ち込み

原則として、当事業所への金銭の持ち込みは禁止しております。また通帳や宝石等の貴重品類のお持込みも、原則禁止とさせていただきます。万が一お持ちになり、紛失等があった場合でも当事業所は一切の責任は負いかねます。

4 事業の目的及び運営方針

デイサービス 上水の杜が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防・生活支援サービス事業の各事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者または総合事業にあたっては事業対象者に対し適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。ご質問、ご相談等がございましたら事業所までお気軽にお問合せください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

- ・1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

- ・人員不足等やむを得ない事情により、1ヶ月間の予告期間をおいて、理由を示した文書で通知することで、サービス提供を終了させていただく場合がございます。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了します）

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

④即時解約

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) その他

- ・風邪、病気等の際は、無理な利用はお断りする場合がございます
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがございます。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがございます。
- ・他のお客様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。別紙「緊急連絡表」に詳細をご記入ください。

7 事故発生時の対応

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年2回以上

9 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	大坂 美由起
-------------	--------

10 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症に関する担当者	大坂 美由起
------------	--------

12 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

13 第三者評価の実施状況

無し

14 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

(1) 当事業所における相談・苦情などの窓口

デイサービス 上水の杜

担当 大坂 美由起 042-313-2037 受付時間 8:30～17:30

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小平市役所 健康福祉部 高齢者支援課 地域支援担当

TEL 042-346-9539 受付時間 8:30～17:00

東大和市役所 福祉部 高齢介護課 介護給付係

TEL 042-563-2111 (内線 1137) 受付時間 8:30～17:00

東京都国民健康保険団体連合会

TEL 09-6238-0177 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 東京都小平市小川町 1-3002-7

名 称 デイサービス 上水の杜

担 当

私は、本書面により事業者から通所介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名